資料 7

平成20年3月24日
財団法人日本容器包装リサイクル協会
（改定日：平成19年10月30日）

平成20年度市町村からの引き取り品質ガイドライン

4．プラスチック製容器包装

（1） プラスチック製容器包装

1． 引き取り形態

分別基準にあるとおり、「圧縮」されているもの（以下、ベールという）です。

「圧縮」とは、単品で圧縮されていることではなく、保管、運搬時の効率性を確保する観点から、一般的な圧縮機（ベーラー等）で圧縮され、結束又はこん包等により形態の維持、小容器類の飛散対策が図られていることをいいます。

2． ベールに求められる性状

・ 安全性：運搬や保管・移動作業中に荷崩れがないこと
なお、ベールの安定性のためには、ボトル類にあっては蓋を外して圧縮を行う方が合理的です。

・ 衛生性：ベールから臭気の発生がないこと
腐敗性有機物が付着、混入していないこと

・ バラケ性：再商品化施設での解体が容易であること（かさ比重0.25～0.35t/m³程度を当面の目安としてください。）

・ 収集袋の破袋：収集袋は破袋され、異物が除去されていること。

3． ベールの寸法、重量、結束材

ベールの寸法はトラックへの積載効率や標準パレット（１１００mm×１１００mm角）への適合性から、次の３種類の寸法を推奨します。

寸法（mm）＊	重量（ｋｇ）	結束材
①600×400×300	18～20	ＰＰまたはＰＥＴバンドまたはフィルム併用
②600×400×600	36～50	同上
③1000×1000×1000	250～350	同上

＊ 寸法の600×400mm、1000×1000mmはプレス金型の寸法を示します。
実際のベールの寸法はこれより少し大きくなります。

＊ 「推奨」ですから、ローリングタイプのベールを排除するものではありません。

＊ 番線およびスチールバンドは解梱作業の安全上好ましくありません。

4．　ベールの品質基準

再商品化を効果的、効率的に行うためには、原料となるベールの品質がよくなければなりません。

項目	基準	備考
① 分別基準適合物である容器包装プラスチック	90％以上(重量比)	
【異物等】		
② 汚れの付着した容器包装プラスチック	混入していないこと	食品残渣等（＊１）が付着して汚れた物や生ごみ。 土砂や水分（雫が垂れている）で汚れた物
③ 指定収集袋および市販の収集袋	混入していないこと	市町村指定の収集袋、市販の収集袋
④ 容リ法でPETボトルに分類されるPETボトル	混入していないこと	
⑤ 他素材の容器包装	混入していないこと	金属、ガラス、紙製等の容器包装
⑥ 容器包装以外のプラスチック製品	混入していないこと	バケツ、洗面器、カセットテープ、懐中電灯、おもちゃ等の容器包装以外のプラスチック製品
⑦ 事業系の容器包装プラスチック等	混入していないこと	業務用容器、結束バンド等
⑧ 上記以外の異物	混入していないこと	容器以外のガラス・金属、布、陶磁器、土砂、食物残渣、生ごみ、木屑、紙、皮、ゴム等の異物。 医療系廃棄物（＊２） 危険品（＊３）

（＊１）分別基準の運用方針では食品残渣等有機物の取り扱いとして「保管時の衛生対策から、食品残渣等の付着がないよう洗浄及び拭き取る等で容易に付着物を除去できるものについては、付着物を除去した後に排出するとともに、付着物により汚れているものについては排出しないよう指導されたい。」とあります。

（＊２）医療系廃棄物とは、感染症の恐れがある注射針、注射器、点滴セットのチューブ・針(輸液パック部分は除く)等。

（＊３）危険品とは、ライター、ガスボンベ、スプレー缶、乾電池等発火の危険性があるもの、および刃物、カミソリ、ガラスの破片等怪我をする危険性があるもの。